

2020年6月19日

旅行会社様各位

【 運休に伴う未使用航空券の対応方法について 】

2020年3月25日までにGDSにて発券された未使用航空券について、旅客への措置(選択肢)、および貴社での手続方法について以下の通りご案内致します。

1 クレジットシェ尔

- 航空券の有効期限を延長する制度です。詳細は次項をご参照下さい。

2 変更 ※現時点でGDSにスケジュールは表示されますが、予約は実残席数が表示まで出来ません。

- 予約変更は発券済搭乗日(往路)から1年以内の下記特定日除く空席のある便へ何回でも可能です。

特定日 : 10/25 12/4-7 10-13 25-2021/1/3 2/11-17 26-3/1 4/3-6 9-15 4/29-5/9

※以降は後日決定。特定日は変更になる場合があり、その場合は別途ご案内します。

- PNRのページを回避する入力(アンブックスセグメント等)をGDSにて行って下さい。

例 INFIIの場合 0SL301T20APRNRTDMKYK1

※便名・クラス・区間・人数は発券済内容通り、日付は暫定的に入力(操作)日。

- 同一クラスに空席がある場合は貴社にて予約、およびReissueを行って下さい。 ※手数料不要
- 同一クラスに空席がない場合はSL本社承認が必要です。最も低いクラスで予約後、PNRを貼付のうえ otoiawase@departuresinc.com ヘメールにてご依頼下さい。

3 空港税払戻し

- YRを除く空港税の払戻しはRAN申請を行って下さい。Refund ReasonはDue to UNと記して下さい。 ※運賃の払戻しはお受けしておりません。

2020年10月25日以降の運航スケジュール(予定)はGDSでご確認下さい。 実空席数が表示されるまでご予約はできません。 運航に関する最新情報は<https://www.thailionair.jp/schedule>でのご案内しております。

【 クレジットシェルについて 】

クレジットシェルとは未使用航空券の運賃・税額を搭乗日以降1年間保持し、再利用に充当出来る制度です。 タイ ライオンエアの航空券の有効期限は搭乗日(便)までのため、有効期限延長の扱いになります。

利用条件

- ✦ 航空券の有効期限延長は予約(発券)済み最初の搭乗日から1年間
- ✦ 予約(発券)済み搭乗日前までに延長手続きを完了すること ※下記手続方法参照
- ✦ 延長後の有効期限内に新たな予約・支払(差額)を完了すること ※下記手続方法参照
- ✦ 新たな予約は有効期限内に旅程を完了すること
- ✦ 予約は空席のある便へ何回でも変更可 ※オリジナル航空券記載クラスと同一の場合は差額なし
- ✦ 新たな旅程と未使用航空券の運賃・税額と差額が生じる場合は差額を徴収
- ✦ 出発地・目的地の変更可、ただし運賃・税額に差額が生じる場合は差額を徴収
- ✦ ドムアン以遠の乗継便がある場合、同一予約記録になっていること
- ✦ 延長期間終了後の払戻しは空港税のみ

手続方法

1. PNRのページを回避する入力(アンブックスセグメント等)をGDSにて行って下さい。
例 INFIIの場合 0SL301T20APRNRDTDMKYK1
※便名・クラス・区間・人数は発券済み内容通り、日付は暫定的に入力(操作)日。
2. 発券済み搭乗日の2営業日前までに otoiawase@departuresinc.com へPNRと航空券番を貼付しメールにてご依頼ください。 件名はCredit Shell RQと記して下さい。
3. 弊社にて延長処理後、有効期限をメールにてご案内致します。
4. 新たな旅程が決まり次第、延長期限内の遅くとも搭乗日の5営業日前までメールにてお知らせ下さい。 ※あらかじめGDSで空席をお調べのうえ予約可能な便をご依頼下さい。
5. 弊社で予約作成後、運賃・税額に差額がない場合は新たな航空券をお送りします。
6. 差額が生じる場合は請求書をお送りし、着金確認後、新たな航空券をお送りします。